

船舶活用医療推進本部（第2回）議事概要

■日 時：令和7年3月18日（火）8：00～8：12

■場 所：総理大臣官邸4階大会議室

■出席者：石破内閣総理大臣（本部長）、

林内閣官房長官（副本部長）、

坂井国務大臣（副本部長）（司会）、

福岡厚生労働大臣（副本部長）、

中谷防衛大臣、加藤財務大臣、あべ文部科学大臣、平デジタル大臣、鈴木法務大臣、伊東国務大臣、辻内閣府副大臣（城内国務大臣及び三原国務大臣代理）、鈴木復興副大臣（伊藤復興大臣代理）、富樫総務副大臣（村上総務大臣代理）、古賀経済産業副大臣（武藤経済産業大臣代理）、古川国土交通副大臣（中野国土交通大臣代理）、中田環境副大臣（浅尾環境大臣代理）、西野内閣府大臣政務官（赤澤国務大臣代理）、松本外務大臣政務官（岩屋外務大臣代理）、山本農林水産大臣政務官（江藤農林水産大臣代理）、橘内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、佐藤内閣官房副長官、小島内閣危機管理監、阪田内閣官房副長官補、鈴木内閣官房副長官補、長橋内閣官房災害対処・救援総括官、小林内閣広報官、倉野船舶活用医療推進本部事務局長

■ 本部事務局から、資料1により、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）について、説明があった。

■ 坂井国務大臣から、以下の発言があった。

- 激甚化・頻発化する災害から国民の生命、身体を守るためには、被災地において増大する医療ニーズに対して、できるだけ速やかに医療提供の機会を確保することが重要であり、船舶活用医療はその有効な手段のひとつである。
- 今後、私が担当する内閣府防災において、船舶活用医療の運用を担うことになるが、今回策定される整備推進計画案に基づき、国内で定期航路を運航している船舶事業者との調整や船内での医療活動に必要な資器材の調達を進めるとともに、近く策定予定の活動要領に基づく訓練等を通じて、運用の実効性を高めていきたい。
- また、様々な事態が見込まれる災害に的確に対応できるよう、引き続き、関係省庁と連携しながら体制整備を進め、防災対策の強化に努めてまいりたい。

■ 福岡厚生労働大臣から、以下の発言があった。

- 大規模災害発生時に備え、内閣官房や医療関係団体と連携しながら、船舶を活用した

医療提供体制の実効性を確保していくことが重要である。

- このため、厚生労働省においては、これまで、
 - ・ 船舶を活用した医療活動が展開される際に必要なDMA T等の保健医療活動チームの調整・訓練の実施や、
 - ・ 必要な医療資器材等の確保を進めてきたところである。
- 大規模災害発生時、このような保健医療活動チームが、陸上の救護所や空路・陸路等の他の搬送手段と一体となって、円滑かつ効率的に船舶を活用した医療を提供するため、今般決定される整備推進計画に基づき、引き続き、医療従事者の訓練や医療資器材の確保など、体制の強化にしっかりと取り組んでまいりたい。

■ 中谷防衛大臣から、以下の発言があった。

- 船舶を活用した医療提供体制の整備の検討にあたっては、防衛省も最大限努力してきた。
- 2016年の熊本地震、2024年の能登半島地震においても、被災者支援のために、船舶を利用した。
- 今般、本計画に基づき、防衛省がPFI契約により確保している船舶を災害時等における船舶活用医療に活用するための具体的な調整を内閣官房等と実施していく。

■ 古川国土交通副大臣から、以下の発言があった。

- 国土交通省としては、整備推進計画に基づき、内閣官房と民間の船舶事業者との協力関係の構築を支援していく。
- また、発災時には、港湾の啓開や海上保安庁の船艇による被災者の捜索や救助、人員や物資の輸送など被災地を支援するための活動を行っている。
- 国土交通省としても引き続き、船舶活用医療の円滑な活動に寄与できるよう取り組んでまいりたい。

■ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）について、異議なく了承された。

■ 最後に石破内閣総理大臣から、以下の発言があった。

- 本日、この船舶活用医療推進本部において、災害時等における船舶活用医療の推進計画案を了承した。この後の閣議において、政府の方針として決定する予定である。
- この計画は、昨年6月に施行された船舶活用医療推進法に基づき策定するものである。

り、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害の発生時に、陸上の医療機能を補完し、船舶を活用した医療を提供するために必要な措置を定めるものである。

○ 具体的には、

- ・ 当面は民間の既存船舶を活用し、被災地の傷病者を他の地域に搬送する「脱出船」、被災地付近の港で医療を行う「救護船」として活動を行うこと
- ・ D M A T、日本赤十字社など様々な保健医療活動チームの御協力を得て、医療従事者や医薬品などを確保すること
- ・ 医療資器材以外の資器材は、政府が備蓄しておき、発災時には運送事業者が船まで搬送していただくこと

などを定めている。

○ 今後は、早期の運用開始に向け、

- ・ 船舶事業者や運送事業者との協定の締結
- ・ 医療関係団体との各種調整
- ・ より具体的な活動要領の策定
- ・ 発災時を想定した訓練

などを行っていくこととなる。

○ 坂井防災担当大臣を始め、各閣僚にあっては、緊密に連携しながら、引き続き所要の準備を着実に進め、令和8年1月までに、船舶を活用した医療提供の体制を整備するよう、万全を期していただくようお願い申し上げます。

以上